

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 6102 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月13日 木曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成30年年末調整の留意点

Q：年末調整の時期になりましたが、昨年と変更になっている点とかありますか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

平成30年の年末調整は、次のような点に注意してください。

① 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の変更

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用が受けられないこととなりました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、38万円超123万円以下となり、控除額も改正されています。

② 各種申告書等の様式変更

・「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類になりました。配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

・源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。そして、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

